

平成30年度

革新的自殺研究推進プログラム

公募要領

201804版



平成30年4月

自殺総合対策推進センター



# 目 次

I. はじめに	1
1. 革新的自殺研究推進プログラムの概要	1
2. プログラムの運営体制	2
3. 各研究課題の実施体制	2
II. 応募に関する諸条件	4
1. 本プログラムの応募資格者	4
2. 応募に当たっての留意事項	4
III. 公募・審査の実施方法	5
1. 平成 30 年度新規公募課題	5
2. 委託研究費と研究実施期間	5
3. 応募書類の作成と提出	6
4. 公募審査等の日程	7
5. 公募申請書類の選考方法	7
IV. 研究公募申請書の作成と注意	10
1. 研究公募申請書の様式及び作成上の注意	10
2. 研究委託費の費目別内訳	11
3. 公募申請書等に含まれる情報の取扱い	11
V. 委託研究契約の締結等	13
1. 委託研究契約の締結	13
2. 委託研究費の範囲及び額の確定等	14
VI. 研究課題の管理と評価	15
1. 研究課題の管理と報告	15
2. 研究課題の評価	15
3. 研究成果等に関する報告の方法	15

4. 成果報告会等での発表	16
5. 留意事項等	16
VII. 研究の実施にあたって	17
1. 研究機関等の責務	17
2. 研究者等の責務	18
3. 研究倫理に関する教育プログラムの履修	19
4. 利益相反の管理	19
5. 不正行為・不正使用・不正受給への対応	20
6. 採択後契約締結までの留意点	23
VIII. 取得物品の取扱い	26
1. 所有権	26
2. 研究終了後の設備備品等の取扱い	26
IX. 照会先	27

# I. はじめに

本公募要領では、自殺総合対策推進センター(以下「JSSC」という。)が実施する革新的自殺研究推進プログラムの目的、公募研究課題、公募手続き等について説明しています。

## 1. 革新的自殺研究推進プログラムの概要

### (1) 我が国の自殺対策

我が国の自殺者は、平成 10 年に年間3万人を超え、その後も極めて高い水準で推移しましたが、平成 18 年に自殺対策基本法が成立、その後政府において自殺総合対策大綱が策定され、これに基づいて関係府省の対策や地域自殺対策強化交付金による地域関係者の取組などが進められて、自殺者数は平成 10 年の急増前の水準にまで減少するなど着実な成果をあげてきました。自殺対策は、このように大きく前進した一方、自殺対策基本法施行後 10 年以上が経過したにも関わらず、日本の自殺死亡率は先進国の中では依然として高く、課題も残されています。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、自殺対策は、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等の関係者が連携して包括的な生きる支援として展開されてきており、これを一層強力に推進することが求められています。

自殺対策基本法は、平成 28 年4月に議員立法により改正され、この改正基本法の理念と趣旨に基づいて見直しが行われて、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が平成 29 年7月閣議決定されました。この新たな大綱で自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、それらの死の多くを防ぐことのできる社会的な問題であるとし、いまだ非常事態が続いていると指摘しています。こうした基本認識のもとで大綱は、地域レベルの実践的な取組の更なる推進、子ども・若者の自殺対策の更なる推進、先進諸国の現在の水準まで自殺死亡率を低下させることなどを掲げています。

### (2) 革新的自殺研究推進プログラムの研究事業の意義

革新的自殺研究推進プログラム(以下、「プログラム」という。)は、この新たな自殺総合対策大綱の「重点施策3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等の推進」の中に明記された研究事業です。厚生労働省と JSSC が平成 29 年度に創設した、民官学横断型の自殺対策に関する総合的な研究プログラムです。誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指した諸施策を実現するためにエビデンス(科学的根拠)に基づいて政策を立案し形成し、自殺総合対策を進めていくことを目指して研究を推進しています。

自殺研究のイノベーションをはかるため本プログラムでは次の3領域で研究を進めていきます。

領域1: 社会経済的な要因に着目した研究

領域2: 行政施策の企画立案及び効率的な推進のための研究

領域3: 公衆衛生学的アプローチによる研究

### (3) プログラムの全体目標

本プログラムでは、自殺対策基本法ならびに自殺総合対策大綱に基づいて、自殺総合対策の推進に資するデータおよび科学的根拠を包括的に収集し分析していきます。自殺には多様かつ複合的な原因および背景があることから、保健医療のみならず他の専門領域の研究者等と連携した学術基盤を学際的・国際的観点から構築し強化するとともに、国際動向を注視しながら日本の自殺総合対策をさらに推進するための調査研究等を実施していきます。

本プログラムは、自殺総合対策大綱が示した「社会における『生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)』を減らし、『生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)』を増やすことにより、社会全体の自殺リスクを低下させる」ことを目指しています。誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するための諸施策に反映させる学術的・政策的エビデンスを収集・集積するとともに、政策提言することも目標としています。

## 2. プログラムの運営体制

### (1) プログラムに係るガバニングボード(以下、「自殺研究 GB」という。)

自殺研究GBは、プログラムの着実な推進を図るため、プログラムの基本方針、プログラムで扱う研究テーマと研究費の配分、研究代表者の選定、研究の進捗把握や成果の評価等を行います。自殺研究 GB 会議は、本プログラムの運営に係る最上位の会議で、有識者等の委員で構成されます。自殺研究GBの委員はJSSCセンター長が任命し、委員の中から互選により議長が選出されます。

### (2) プログラムディレクター(以下、「PD」という。)

PD は、担当する領域の各課題の進捗状況を把握し、研究が完遂できるよう助言を行います。PD は、公募により選出され、自殺研究 GB の承認を経て、自殺研究 GB 議長によって任命されます。PD 会議の議長は互選により選出されます。

### (3) 研究課題推進委員会

研究課題推進委員会は、各研究課題が公募申請書に沿って進められ、目指す研究成果が得られるために設置された委員会で、PD3名、外部有識者、厚生労働省の自殺対策の担当で構成されます。議長はPD会議の議長が務めます。委員会では、PDが担当する領域の各研究課題の進捗状況等について報告し、研究の方向性等について検討した後、目的の実現に向けた指導・助言を取りまとめます。

### (4) 事務局

JSSCセンター長のもと、JSSCに設置されています。

## 3. 各研究課題の実施体制

### (1) 研究代表者

公募により採択された研究課題を中心的に進める研究者などを指します。学術研究に携わる研究者のほか、自殺対策の支援等に携わる民間の専門家などが含まれます(詳細は、「Ⅱ. 1. 本プログラ

ムの応募資格者」を参照ください)。自殺総合対策に関わる専門家相互の議論を深め、各研究課題担当者の連携を高めるために研究代表者会議が実施されます。

(2) 研究代表機関

研究代表者が所属し、JSSC と直接委託研究契約を締結する研究機関をいいます。

(3) 研究分担者

研究代表者と研究項目を分担して研究を実施する者をいいます。

(4) 研究分担機関

研究分担者が所属する機関で、JSSC と直接委託研究契約を締結する、又は代表機関と再委託研究契約を締結する「代表機関」以外の研究機関をいいます。

(5) 研究協力者

研究代表者の研究計画の遂行に協力する者をいいます。

## Ⅱ．応募に関する諸条件

### 1. 本プログラムの応募資格者

本プログラムの応募資格者(採択後は研究代表者)は、以下(1)～(4)の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、応募に係る研究課題について、研究計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う能力を有する研究者とします。

(1) 以下の(a)から(g)に掲げる国内の研究機関等

(a) 国の施設等機関<sup>※1</sup>(研究代表者が教育職、研究職、医療職<sup>※2</sup>、福祉職<sup>※2</sup>、指定職<sup>※2</sup>又は任期付研究員である場合に限る。)

(b) 地方公共団体の附属試験研究機関等

(c) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関等(大学共同利用機関法人も含む)

(d) 民間企業の研究部門、研究所等

(e) 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人(以下「特例民法法人等」という。)

(f) 自殺対策の実務支援を行っている民間団体、及び非営利特定法人(以下、「NPO 法人等」という。)

(g) 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第2条に規定する地方独立行政法人

(h) その他、JSSC センター長が適当と認めるもの

※1 内閣府及び国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定される行政機関に置かれる試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいいます。

※2 病院又は研究を行う機関に所属する者に限ります。

(2) 課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。

(3) 課題が採択された場合に、契約手続き等の事務を行うことができること。

(4) 本プログラム終了後も、引き続き研究を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること。

### 2. 応募に当たっての留意事項

(1) 公募により採択された研究課題は、その実施に当たり、研究課題を実施する機関(研究代表機関)の長と JSSC センター長との間で委託研究契約を締結することを原則とします。

※原則として、研究代表者 1 人につき 1 課題とさせていただきます。



### Ⅲ. 公募・審査の実施方法

#### 1. 平成 30 年度新規公募課題

革新的自殺研究推進プログラムは、自殺総合対策をさらに推進するための総合的な委託研究プログラムです。平成 30 年度は、平成 29 年度に実施した 12 研究課題に加え、下記の2つの研究課題を新規に公募して、実施します。

なお、平成 29 年度に実施した課題については、本プログラムでの研究の採択を審査・審議する自殺研究ガバナリングボード会議においてその継続が承認されており、その決定に基づいて平成 30 年度も引き続き研究課題として採択する予定です。

※平成 29 年度の 12 課題の内容等は、本プログラムのウェブサイトをご参照ください。

#### 平成 30 年度 新規公募課題（2課題）

##### （課題番号）2-4

（研究課題名）インターネット・SNS等の仮想空間における若者の援助希求に関する意識と自殺対策の政策的方向性に関する研究

（領域2：行政施策の企画立案及び効率的な推進のための研究）

研究概要：インターネット・SNSなどの仮想空間における若者の援助希求行動をパネルデータによる調査等から分析検証する。日本の若者が人生の幸福をどのように捉えているかについて明らかした上で、若者の幸福感と自殺問題との関連性を明示する。

##### （課題番号）2-5

（研究課題名）インターネット時代のメディアの自殺対策における役割に関する研究

（領域2：行政施策の企画立案及び効率的な推進のための研究）

研究概要：インターネットや SNS が普及した現代において、自殺対策においてメディアが果たすべき役割は確実に変化している。自殺報道においてメディアが果たすべき新たな役割は何かという問題について、メディア当事者がどのように考え行動すべきかを、メディアの現場からの問題提起をもとに考察する。

#### 2. 委託研究費と研究実施期間

委託研究費 1課題あたり 年間 最大 3,000 千円（間接経費は含みません※）  
※間接経費は、原則として委託研究費（直接経費）の 30%とします。

### 3. 応募書類の作成と提出

#### (1) 応募書類の入手方法

新規課題の応募に必要な書類「研究公募申請書(様式2、新規分)、以下「公募申請書」という。)」の様式は、本プログラムのウェブサイトからダウンロードしてください。

<http://irpsc-jssc.jp/research2018.php>

※公募申請書の記載についての詳細は、「IV. 研究公募申請書の作成と注意」を参照ください。なお、研究が採択された後に内容等に特段の変更等がなければ、この内容が研究計画書となります。

#### (2) 受付期間 (公募受付期間)

平成 30 年4月9日(月) ～ 平成 30 年5月8日(火) 必着 (郵送、e-mail とも)

※ 期限を過ぎた場合には一切受理しませんのでご注意ください。

#### (3) 提出方法

必要事項を記入した公募申請書(様式2、新規分)のWORD ファイルを e-mail に添付して送信ください。また、捺印した原本を郵送にてお送りください。

※持参による提出は受け付けませんのでご注意ください。

※受付期限内に提出が完了していない場合は応募を受理しません。

※公募申請書の記載(入力)に際しては、本要領ならびに記載例を参照した上で、公募申請書(様式2、新規分)に示した記載方法に従って必要な内容を誤りなく記載してください。受付期間終了後に提出いただいた書類の差し替え等には応じません。

#### (4) 公募申請書の提出先

##### 〈住所〉

〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

##### 〈宛名〉

自殺総合対策推進センター

革新的自殺研究推進プログラム事務局 公募担当

※封筒の表に「革新的自殺研究推進プログラム 研究公募申請書類在中」と朱書きしてください。

## 〈提出先・問い合わせ先〉

E-mail: irpsc@ncnp.go.jp

TEL: 042-341-2712 (内線 6326)

FAX: 042-346-1884

\* E-mail にて問い合わせの場合は、タイトルに「研究公募に関して」と記入願います。

## 4. 公募審査等の日程

書面審査 平成 30 年5月中旬(予定)

採択可否の通知 平成 30 年5月下旬(予定)

※採択課題の候補となった課題の研究代表者に対しては、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正を求めたり、研究費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う場合があります。

委託研究契約の締結 平成 30 年6月(予定)

研究開始予定日 契約締結以降

(注)この「予定日」は、計画時に研究開始時期を見据えた最適な研究計画を立てていただくこと、また、採択決定後、契約締結等までの間で、あらかじめ可能な準備を実施していただき、契約締結後、速やかに研究を開始いただくこと、などを考慮して明示するものであり、契約締結等をお約束するものではありません。

## 5. 公募申請書類の選考方法

### (1) 審査方法

本プログラムにおける研究課題の採択に当たっては、実施の必要性、研究課題の目標や計画の妥当性を把握して、予算等の資源配分についての意思決定を公正に行うため、外部の有識者等で構成された自殺研究ガバニングボード(自殺研究 GB)が審査します。自殺研究 GB は、定められた審査項目について審査し、会議を開催して審議します。この審議結果にもとづいてプログラム事務局が採択する研究課題と配分する研究費等について決定します。

(a) 審査は、自殺研究 GB 会議において、非公開で行います。

(b) 自殺研究 GB は、提出された公募申請書類の内容について書類選考(書面審査)及び必要に応じて面接(ヒアリング)を行い<sup>※</sup>、審議により審査結果を決定します。

※ 審査の過程で研究代表者に資料等の追加提出を求める場合があります。

(c) 採択に当たっては、研究代表者に対して、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正<sup>※</sup>を求めたり、研究費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの

場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う場合があります。

※ 研究課題が採択された場合、ここで修正された目標等がその後の中間評価や事後評価の際の評価指標の1つとなります。採択された研究課題の管理と評価については第VI章をご参照ください。

(d) 審査終了後、プログラム事務局は研究代表者に対して採択の可否等について通知します。なお、選考の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。

(e) 自殺研究 GB 委員には、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持遵守義務が課せられます。また、審査に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないようにしています。

(f) 採択された課題の研究課題名、研究代表者名等は、後日、JSSC の本プログラムのウェブサイトへ掲載するなどして公開します。また、審査する自殺研究 GB 委員の氏名、所属等も公表します。

(g) 公正で透明な審査を行う観点から、本プログラムの規定に基づき、自殺研究 GB 委員に対して利益相反マネジメントを行っています。自殺研究 GB 委員が下記に該当する場合は、利益相反マネジメントの対象としてプログラム事務局に対して申告を求め、原則として当該課題の審査に携わらないものとします。ただし、審査の科学的妥当性を確保する上で特に必要があり、かつ、評価の公正かつ適正な判断が損なわれないと自殺研究 GB の議長が認めた場合には、課題の審査に参加することがあります。

① 被評価者が家族であるとき

② 被評価者が大学、国立研究法人、国立試験研究機関等の研究機関において同一の学科等又は同一の企業に所属している者であるとき

③ 被評価者が課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に緊密な共同研究を行った者であるとき

④ 被評価者が博士論文の指導を行い、又は受ける等緊密な師弟関係にある者であるとき

⑤ 被評価者から当該委員が、課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に、いずれかの年度において 100 万円を超える経済的利益を受けているとき

⑥ 被評価者と直接的な競合関係にあるとき

⑦ その他深刻な利益相反があると認められるとき

(h) 応募しようとする者、応募した者は、JSSC 職員、自殺研究 GB 委員、PD に対し、審査及び採択についての働きかけを行わないでください。

## (2) 審査項目と観点

課題の選定に当たっては、公募申請書記載の各項目について以下の観点に基づいて審査します。分担機関を設定した研究計画を提出した場合は、研究を遂行する上での分担機関の必要性和、分担機関における研究の遂行能力等も評価の対象となります。

### (a) プログラム目標との整合性

○ プログラム趣旨、目標等に合致しているか

### (b) 計画の妥当性

○ 全体計画の内容と目的は明確であるか

○ 年度計画は、具体的でかつ実現可能であるか

(c) 技術的意義及び優位性

- これまでの実績は十分にあるか
- 独創性、新規性を有しているか
- 自殺総合対策の研究に関する国の方針に合致するものであるか
- 自殺総合対策の進展に資するものであるか
- 社会的ニーズへ対応するものであるか

(d) 実施体制

- 申請者を中心とした研究体制が適切に組織されているか
- 十分な連携体制が構築されているか

(e) 所要経費

- 経費の内訳、支出計画等は妥当であるか

(f) プログラムで定める事項

- 我が国の自殺総合対策「新たな自殺総合対策大綱」にとって重要性が高い研究であるか
- 研究内容が、我が国の自殺総合対策において実用化を見据えたものであるか
- 研究成果が我が国の自殺総合対策の推進に役立つか
- 現時点で実施する必要性・緊急性を有する研究であるか
- 実証研究の場合は、疫学・統計学の専門家が関与しているか

(g) その他、総合的に勘案すべき事項

- (a)～(f)及び下記の事項を勘案して総合評価する
- 生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか

## IV. 研究公募申請書の作成と注意

### 1. 研究公募申請書の様式及び作成上の注意

#### (1) 研究公募申請書類の様式と記載内容

新規公募に申請するには、研究公募申請書(以下、「公募申請書」という。)の(様式2、新規分)を使用し、プログラム事務局宛申請してください。公募申請書の中で、概要については簡潔に記載し、詳細については具体的な内容も含めて明確かつ分かりやすく記載してください。

なお、公募申請書に不備がある場合、受理しないことがあります。

#### (2) 公募申請書の作成

公募申請書の作成にあたっては、以下の要領に従ってください。

- (a)先頭ページは、すべての内容が1枚に収まるように調整してください。
- (b)2ページ以降については、行数を増やしてページ数が増えても差し支えありません。
- (c)入力する文字のサイズは、原則として 10.5 ポイントを用いてください。
- (d)数値は、原則として半角で入力してください。(例)郵便番号、電話番号、金額、人数等)
- (e)ページ番号が、下中央に付与されていることを確認してください。
- (f)カラーも可としますが、白黒コピーした場合でも内容が理解できるように作成してください。
- (g)原則として日本語で作成してください。

公募申請書の作成にあたっては、次の(3)に示す注意事項も併せてご確認ください。

#### (3) 公募申請書作成上の注意

- (a)省令・倫理指針等の遵守 公募申請書の策定にあたっては、法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守してください。詳細はⅦ. 1. (5)項をご参照ください。
- (b)研究課題提案に対する機関の承認 公募申請書の提出にあたって研究代表者は、代表機関(研究代表者が所属し、JSSC と直接委託契約を締結する研究機関)の長の承認を必ず受けてください。また、研究分担による申請をする場合には、研究を分担するすべての研究者がそれぞれの所属機関の長の承認を受けてください。
- (c)研究計画内容の調整 研究課題の採択にあたっては、予算の制約等の理由から、提案された計画に修正を求めることがあります。また、今後、採択された研究課題の実施にあたって、割り当てられる経費・実施期間は、予算の制約等により変わる場合があります。あらかじめご了承ください。
- (d)対象外となる提案について 以下に示す提案は本プログラムの対象外となります。
  - 1)単に既製の設備備品の購入を目的とする提案
  - 2)他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本プログラムの直接経費により賄うことを想定している提案

## 2. 研究委託費の費目別内訳

本プログラムでは、直接経費と間接経費に区分しており、直接経費は、(1)物品費(設備備品費、消耗品費)、(2)旅費(国内旅費、外国旅費)、(3)人件費・謝金、(4)その他の費目構成を設定しています。公募申請書様式の最終ページには、この区分に応じて、費目別に細目を記載し、小計ならびに総計を算出して計上してください。

費目	大分類	内容
直接経費	物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、研究用消耗品の購入費等
	旅費	研究代表者・研究分担者・研究協力者に係る旅費、外部専門家等の招へい対象者に係る旅費
	人件費・謝金	人件費: 当該委託研究のために雇用する研究員等の人件費 謝金: 講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳、単純労働等の謝金等の経費
	その他	上記のほかの当該委託研究を遂行するための経費 例) 研究成果発表用(論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費等) 会議費、運搬費、機器リース費用、印刷費、外注費、再委託費、不課税取引等に係る消費税相当額等
間接経費	直接経費に対して一定比率(30%目安)で手当てされ、当該委託研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として研究機関が使用する経費	

研究委託費の費目及び規定については、厚生労働科学研究費補助金取扱規定(平成10年4月9日厚生省告示第130号)第4条及び厚生労働科学研究費補助金取扱細則(平成10年4月9日厚科第256号厚生科学課長決定)4項に準じます。不明な点については、プログラム事務局までお問い合わせください。

※厚生労働科学研究費補助金取扱規定(平成10年4月9日厚生省告示第130号)

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/toriatukai10/pdf/01.pdf>

※厚生労働科学研究費補助金取扱細則(平成10年4月9日厚科第256号厚生科学課長決定)

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougai/hokenfukushibu/01\\_2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougai/hokenfukushibu/01_2.pdf)

## 3. 公募申請書等に含まれる情報の取扱い

公募申請書に記載された情報は、研究課題が採択されるための審査のほか、研究費の委託契約に係る事務、研究支援のために利用されます。このほか、公募申請書の要約情報は、JSSCの事業運営に資する研究動向の分析にも利用されます。なお、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、提案者に不必要な不利益が生じないように公募申請書等に含まれる情報に関する秘密は厳守します。詳しくは総務省のウェブサイトをご参照ください。

※「行政機関・独立行政法人等における個人情報の保護 法制度の紹介」(総務省)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/horei\\_kihon.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/horei_kihon.html)

〈お問合せ先〉

革新的自殺研究推進プログラム 事務局担当

E-mail: [irpsc@ncnp.go.jp](mailto:irpsc@ncnp.go.jp)

TEL: 042-341-2712 (内線 6326)

FAX: 042-346-1884

\* E-mail にて問い合わせの場合は、タイトルに「公募書類に関して」と記入願います。



## V. 委託研究契約の締結等

### 1. 委託研究契約の締結

#### (1) 契約条件等

採択された研究課題は、委託研究締結先<sup>※</sup>と JSSC センター長との間において、単年度の委託研究契約を締結することになります。

契約を締結するに当たっては、審査や事前評価のために開催する自殺研究 GB 会議等での意見を踏まえて目標や実施計画等の修正を求める場合があります。また、契約の内容(経費の積算を含む。)や方法が双方の合意に至らない場合は、採択された課題であっても契約しないことがあります。

契約締結後においても、予算の都合により、やむを得ない事情が生じた場合には、研究計画の見直し又は中止を求めることがあります。

PD 等による研究進捗状況等の確認などをもとに、年度途中での研究計画の見直し等による契約の変更や研究の中止を求めることがあります。

※ 委託研究契約は、研究代表者の所属する研究機関の長と JSSC センター長との間で締結します。ただし、国の施設等機関等に所属する研究代表者については、研究代表者の所属する施設機関等の長と JSSC センター長との間で委託研究契約を締結することができます。

なお、研究計画において「代表機関」と「分担機関」の研究内容が一体的に進める必要性が認められる場合等であって、「分担機関」が国の施設等機関等でない場合には、本プログラムにおいては、再委託として取り扱うことを認めることがあります。ただし、再委託の場合であっても、再委託先においては機関経理を行うことを原則とし、さらに JSSC の求めに応じて監査等に応じることを条件とします。

#### (2) 契約に関する事務処理

「革新的自殺研究推進プログラムに係る研究委託費等事務処理要領(以下、事務処理要領という。)」に従い、必要な事務処理を行ってください。

※事務処理要領は、採択決定時期を目途に公開する予定です。適宜、本プログラムのウェブサイトでご確認ください。 <http://irpsc-jssc.jp/irpsc.php>

#### (3) 委託研究費の額の確定等について

当該年度の委託契約期間終了後、委託契約書に基づいて、実績報告書を提出いただきます。この報告書にもとづいて、委託研究費の額の最終確定等が行われます。

ただし、実績報告書の中で研究に要する経費の不正使用又は当該委託研究として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部の返還を求めることがあります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間契約をしないこととなります(詳細は、Ⅷ.5をご参照ください)。

## 2. 委託研究費の範囲及び額の確定等

### (1) 委託研究費の範囲

本プログラムでは、直接経費と間接経費に区分しており、直接経費は、(1)物品費(設備備品費、消耗品費)、(2)旅費(国内旅費、外国旅費)、(3)人件費・謝金、(4)その他に区分され、この範囲に含まれる費用が委託研究費の対象となります。この区分に応じた費目で委託研究費の申請をしていただくとともに、研究終了後に収支決算書を作成いただくことになります。

実際の支出管理は、採択決定時期を目途に公開予定の「事務処理要領」に準じて行ってください。

※「事務処理要領」は本プログラムのウェブサイト <http://irpsc-jssc.jp/irpsc.php> に掲載予定。

### (2) 委託研究費の支払い

支払額は、当該年度の直接経費ならびに間接経費の合計額とし、委託契約締結後、全額を一括して支払うこととします。

※ただし、公的な研究費の管理・運用実績が十分でない研究機関等については、JSSC が代理で管理・運用事務を行うことがあります。

### (3) 間接経費の証拠書類等の管理

間接経費に係る領収書等の証拠書類の管理等は、研究機関で責任を持って適正に行ってください。また詳細については、「事務処理要領」で確認してください。

### (4) 委託研究費の会計処理期間等

本プログラムの委託研究費で支出できる期間は、研究実施期間(委託契約締結後～平成31年3月31日)になります。支出行為は必ずこの期間内に終わってください。また、平成31年3月31日までの支出行為に対する会計処理は平成31年4月中に完了してください。収支簿等についてJSSCに報告する実績報告書の提出は4月末頃を予定しています。

なお、本プログラムでは、委託研究費の翌年度への繰り越しはできません。

## VI. 研究課題の管理と評価

### 1. 研究課題の管理と報告

採択された研究課題は、研究実施年度末及び年度終了後に、下記の3-(2)で示した(a)研究成果概要報告書、(b)研究報告書、(c)実績報告書の提出が求められます。

研究の進捗管理に当たっては、本プログラム全体の目標を実現するため、研究代表者会議の開催、国際フォーラム等での発表、学会での報告などの場を設けて出口戦略を図っていきます。こうした場への参加を要請された場合は可能な限りご対応ください。

なお、研究の進捗状況によって、計画の見直しや課題の中止(早期終了)等を求めることがあります。

### 2. 研究課題の評価

本プログラムのもとで実施する研究課題の評価は、自殺研究 GB が行います。自殺研究 GB は、事前評価(目的:採択される研究課題の選定)、中間評価(目的:適切な予算配分や計画の見直し、中断・中止を含めた計画変更の要否の確認等)、事後評価(目的:今後の展開及び研究成果の充実に向けた指導・助言等)、追跡評価(目的:研究成果の発展状況等を把握し、これを基に今後の事業立案の検討、評価方法の改善等)を行います。自殺研究 GB は、JSSC センター長から任命された有識者等の委員で構成されます。

このほか PD が、担当する研究領域の各研究課題の進捗状況と研究内容を把握して、適宜、研究評価に対する助言をします。PD は、各研究課題についてより詳細に把握する自殺総合対策研究の専門家であり、自殺研究 GB が実施する研究課題の評価に対して、担当領域の研究課題の進捗状況等に関する「意見書」を提出し、これによって自殺研究 GB による研究評価に助言するものです。

なお、中間評価は、各研究課題に対して一律に実施するものではありませんが、調整費の配分対象となった研究課題等、特に必要と判断された研究課題については、中間評価の対象となりますので留意してください。

### 3. 研究成果等に関する報告の方法

#### (1) 研究代表者会議

本プログラムでは、プログラム全体の整合性を図り、各研究課題がより高次の連携のもとで成果を編み出すことができるよう研究代表者会議(各年度2回程度)を開催します。研究代表者会議では、各研究課題の研究代表者等が研究の計画や成果の報告等を行います。原則として、すべての研究課題について、研究代表者ないしは研究分担者等が出席し、報告と議論等を行うこととします。研究代表者会議は、自殺総合対策における研究者相互の意見交換や交流を活性化することも目的としています。

#### (2) 報告書類

##### (a) 研究成果概要報告書

各研究の成果の概要について、日本語ならびに英語で報告いただき、当プログラムのホームページ

等に掲載して広く発信することを目的とするものです(提出期限:平成 31 年 3 月末日(予定))。

(b) 研究報告書

各研究の成果についてその詳細を報告するもので、本プログラムの趣旨である「自殺総合対策の推進」に資する内容を含めて記述することを推奨しています。厚生労働科研に準拠した様式を採用しており、各研究代表者から提出された報告書原稿をまとめて報告を作成します(提出期限:平成 31 年 4 月下旬頃)。

(c) 実績報告書(収支決算書総括表、直接経費収支簿)

当該委託研究契約に基づいて、収支実績(契約日～平成 30 年 3 月 31 日までの支出実績)等について報告するもので、利益相反、倫理審査、再委託の状況、外国旅行記録などについての実績報告も含まれます(提出期限:平成 31 年 4 月末頃)。

#### 4. 成果報告会等での発表

本プログラムの成果報告の一環として、採択課題の研究代表者等に対して、JSSC が主催する公開又は非公開の成果報告会等での発表を求めることがあります。また、海外への発信の一環として、公募申請書及び概要報告の一部を英語で提出することを依頼することがあるほか、国際フォーラム等での英語での発表なども想定しています。このほか、追跡調査や成果展開の一環としての課題終了翌年度以降に発表等を依頼することがありますので、可能な限りご協力をお願いします。

#### 5. 留意事項等

研究課題採択後に、JSSC の指定する各種書類(委託研究成果報告書等)の提出期限を守らない場合や、各種会議に出席しない場合は、採択の取り消し等を行う場合があります。また他の事業で一定期間委託研究費を交付しないことが決定された場合等では、本プログラムでの採択の取消しを行うことがあります。また、委託契約締結後においても、委託研究費の返還等を求めることがありますので十分留意してください。

※一定期間委託を締結しないこととされた当該研究者が「研究分担者」として参加している場合は、研究体制の変更を求めることがあります。

## Ⅶ. 研究の実施にあたって

### 1. 研究機関等の責務

#### (1) 委託研究費の執行についての管理責任

委託研究費は、委託研究契約に基づき、その全額を委託研究費として研究機関に執行していただきます。そのため、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」※(平成 26 年3月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定)に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、このガイドラインに示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、研究機関の責任において研究費の管理を適正に行ってください。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について」(平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Dajinkanboukouseikagakuka/0000043064.pdf>

#### (2) 体制整備に関する対応義務

各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」※<sup>1</sup>(平成 26 年3月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」※<sup>2</sup>(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)等に則り、研究機関に実施が要請されている事項につき(公的研究費の管理・監査に係る体制整備を含む)遵守し、実施されていること等に対して表明保証を行っていただきます。

※<sup>1</sup> 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Dajinkanboukouseikagakuka/0000043064.pdf>

※<sup>2</sup> 「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071398.html>

#### (3) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止する取組みの一環として、JSSC は、本プログラムのもとで研究を実施する研究者等(研究代表者、研究分担者、研究協力者)に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修と修了を義務付けています。研究機関は、研究者に対する研究倫理教育を実施し、研究代表者に対してその履修状況について報告することを義務付けてください。(履修する研究倫理教育プログラムの詳細は、本章の3をご参照ください)。

なお、JSSC が督促したにもかかわらず、当該研究者等が本プログラムの定める履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の返還を研究機関に指示することがあります。研究機関は、指示にしたがって委託研究費の執行を停止し、指示があるまで、委託研究費の執行を再開しな

いでください。

#### (4) 利益相反の管理

研究機関には、研究の公正性、信頼性を確保するため、JSSC「課題研究に係る研究者の利益相反マネジメントの取扱いに関する細則」(平成 29 年 10 月 1 日施行)に基づき、本プログラムのもとで実施する研究課題に関わる研究者について、その利益相反の状態を適切に管理するとともに、JSSC に対し報告を行っていただきます。

本プログラムにおける研究課題の実施において、研究代表者及び研究分担者等の利益相反が適切に管理されていないと JSSC が判断した場合、JSSC は研究機関に対し、改善の指導又は JSSC から研究機関に対して既に交付した研究資金の一部又は全部の返還請求を行うことがあります。

※詳細は、本章4をご参照ください。

#### (5) 法令・倫理指針等の遵守

研究を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究等、法令・倫理指針等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。遵守すべき関係法令・指針等に違反して研究を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

また、研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。「人を対象とする医学系研究」については下記の指針があり、このほかにも研究内容によって各府省が法令等を定めている場合があります、必ず法令や指針に従って研究を遂行させてください。また法令や指針について最新の状況を必ずご確認ください。

これらの関係法令・指針等に関する研究機関における倫理審査の状況について、JSSC 事務局は研究代表者に対し、事業年度終了後に実績報告書の中で報告するよう義務付けています。

・厚生労働省「研究に関する指針について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

## 2. 研究者等の責務

### (1) 応募に際しての説明と手続き

研究代表者となる研究者等は、応募に際して、自身が研究課題を実施する機関に対して、事前に説明して事前承諾を得るなどの手続きを適切に行ってください。

### (2) 委託研究費の公正かつ適正な執行

本プログラムの研究活動に参画する研究者等は、この委託研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

### 3. 研究倫理に関する教育プログラムの履修

#### (1) 研究倫理教育プログラムの履修

本プログラムに参画する研究者は、不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムの履修を修了してはなりません。なお、研究倫理教育の履修を修了していない場合には、修了が確認されるまでの期間、委託研究費の執行を停止等することがありますのでご注意ください。

※応募者の中で、倫理教育を受けることが困難な方がいる場合は、JSSCにご相談ください。

#### (2) 履修対象の研究倫理教育プログラム

本プログラムが認定する研究倫理教育プログラムは下記のとおりです。このうちのいずれかを履修・修了してください。

- ・CITI Japan e-ラーニングによる研究者行動規範教育 <https://edu.citiprogram.jp/>
- ・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)
- ・各研究機関等が上記と内容的に同等と判断した研究倫理に関する履修教材

#### (3) 履修対象者

本プログラムのもとで研究を実施する研究者(研究代表者、研究分担者、研究協力者等)

#### (4) 履修状況の報告

研究代表者は、研究分担者ならびに研究協力者を含めて、本プログラムのもとで実施している研究課題に参加する研究者等の研究倫理教育プログラムの履修状況について、JSSC 事務局宛報告してください。

### 4. 利益相反の管理

#### (1) 対象となる研究課題

本プログラムのもとで実施される全ての研究課題が対象となります。ただし、次のように運用します。

- 研究に直接関係しない事業(基盤整備・人材育成等)は対象外となります。
- 研究開始時点において利益相反規定又は利益相反委員会の整備が済んでいない研究機関等については、JSSCの「研究活動における利益相反に関する規則」の適用の例外としますが、これらの研究機関等においても本プログラムのもとで研究を実施する研究者等の利益相反について規則に定めた方法に基づいて適正な管理に努めてください。

#### (2) 対象者

本プログラムのもとで研究を実施する研究者(研究代表者、研究分担者、研究協力者等)

### (3) 利益相反審査の申出ならびに報告

研究代表者は、研究分担者ならびに研究協力者を含めて、本プログラムのもとで実施している研究課題に参加する研究者等の利益相反の状況について、JSSC 事務局宛報告してください。

## 5. 不正行為・不正使用・不正受給への対応

### (1) 不正行為、不正使用、不正受給について

研究者ならびに研究機関は、本プログラムのもとで研究課題を実施するにあたり、その原資が公的資金であることを十分認識するとともに、関係する国の法令等を遵守し、研究を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。研究機関は、不正行為<sup>※1</sup>、不正使用<sup>※2</sup>又は不正受給<sup>※3</sup>(以下、これら3つをあわせて「不正行為等」という。)を防止する措置を講じなければなりません。

※1 「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為をいいます。具体的には、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等(以下「論文等」という。)の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意味は、次に定めるところによります。

ア. 捏造(ねつぞう): 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ. 改ざん: 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ. 盗用: 他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

※2 「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用(研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない)をいいます。

※3 「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給することをいいます。

(注) 上記定義において、「研究者等」とは、公的研究資金による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいいます。

### (2) 本プログラムに係る不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等

本プログラムに関し、研究機関に対して不正行為・不正使用・不正受給(以下、これらをあわせて「不正行為等」という。詳細は(3)を参照。)に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日科発0116第1号厚生科学課長決定)に



則り、速やかに当該予備調査を開始したことを JSSC に報告してください。研究機関において、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について JSSC と協議しなければなりません。

この場合、JSSC は、必要に応じて、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び研究機関に対し、本プログラムの研究費の執行停止を命じることがありますので留意ください。また、研究機関は、定められた期限内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を JSSC に提出してください。

なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに不正について認定し、JSSC に報告してください。その他、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を JSSC へ提出する必要があります。

研究機関は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、JSSC への当該事案に係る資料の提出又は JSSC による閲覧、現地調査に応じなければなりませんので留意してください。

研究機関が最終報告書の提出期限を遅延した場合は、JSSC は、研究機関に対し、間接経費の一定割合削減、委託研究費の執行停止等の措置を行う場合があります。その他、報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定）を参照してください。

### (3) 不正行為・不正使用・不正受給が確認された場合について

本プログラムのもとで実施されている研究において、不正行為等があった場合、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定）に基づき、研究機関及び研究者に対して、次のような措置を行います。

#### (a) 契約の解除等

JSSC は、本プログラムにおいて不正行為等が認められた場合は、研究機関に対し、委託研究契約を解除し、委託研究費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降委託研究費を交付しないことがあります。

#### (b) 応募及び参加の制限

本プログラムにおいて不正行為等を行った研究者及びそれに関与又は責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、JSSC の事業への応募及び参加の制限を行います。

(表1)【不正行為の場合】

不正認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10 年	
	2 不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
		上記以外の著者		2～3 年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3 年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあつた研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2 年	

(表2)【不正使用・不正受給の場合】

研究費等の執行停止などを行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正使用及び不正受給の内容を勘案して相当と認められる期間

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4 年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10 年
5 偽りその他不正の手段により研究活動の対象事業として採択される場合	5 年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2 年

(注) 以下の場合には、応募申請の制限を科さず、嚴重注意を通知します。

- ・ 1～4において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、且つ、不正使用額が少額な場合
- ・ 6において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

また、本プログラムにおいて、不正行為等が認定され、応募及び参加制限が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究資金制度において、同様に、応募及び参加が制限される場合があります。

(c) 他の研究資金制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する制限

本プログラム以外の国又は独立行政法人等が所掌する、原資の全部又は一部が国費である研究資金制度において、不正行為等が認められ応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本プログラムへの応募及び参加資格を制限します。研究課題の採択後に、当該研究者の本プログラムへの応募又は参加が明らかとなった場合は、当該プログラムの採択を取り消すこと等があります。また委託研究契約締結後に、当該研究者の本プログラムへの参加が明らかとなった場合は、当該契約を解除すること等があります。

(d) 他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがある場合について

本プログラムに参画している研究者が、他の研究資金制度で不正行為等を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、JSSCに報告する義務があります。

当該報告を受けて、JSSC は、必要と認める場合には、委託研究費の執行の一時停止を指示することがありますので、留意してください。

また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、委託研究契約の解除等を行う場合があります。

(e) 不正事案の公表

本プログラムにおいて、上記の措置・制限を実施するときは、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」<sup>※1</sup>(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」<sup>※2</sup>(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)に従い、当該措置の内容等を公表することがあります。

※1 「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Dajinkanboukouseikagakuka/0000152685.pdf>

※2 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuujigyou/hojokin-koubo-h27/dl/guideline.pdf>

## 6. 採択後契約締結までの留意点

### (1) 採択の取消し等について

本課題採択後において、以下の場合においては、採択の取消し等を行うことがあります。

- JSSC が指示する提出物の提出期限を守らない場合
- 当該研究に参加する研究者につき一定期間応募・参加制限がされた場合
- 不正行為等に関する本調査が開始された場合等

## (2) 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者について

JSSC は、委託研究契約の締結にあたって、研究機関に対し、次の(a)から(c)について表明保証していただきますので、ご注意ください。

(a) 研究機関において、本課題の研究の責任者として「研究代表者」又はこれに相当する肩書きの記載をされた者及び研究代表者と研究項目を分担し、かつ、分担した研究項目の遂行に必要な研究資金の配分を受け、これを使用することができる者として「研究分担者」又はこれに相当する肩書きを記載された者が、国の不正行為等対応ガイドライン<sup>※1,2</sup>に基づいて、不正行為等を行ったと研究機関等による認定を受けた者(但し、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的資金等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的資金等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。)ではないこと

(b) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドライン<sup>※1,2</sup>に基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が公募申請書における研究代表者及び研究分担者に含まれている場合には、当該対象者について、委託研究契約締結日前までに JSSC に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき JSSC の了解を得ていること

(c) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドライン<sup>※1,2</sup>に定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること

※1 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定)

※2 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働 省大臣官房厚生科学課長決定)

(注) JSSC と委託研究契約を締結している研究機関が第三者と委託契約を締結(JSSC からみると、再委託契約にあたります。この第三者について、以下「委託先」といいます。)している場合には、当該研究機関は、委託先に所属する研究者のうち「研究協力者」(これに相当する肩書きの記載がある者も含む)についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。

## (3) 研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

(a) 不合理な重複に対する措置研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(研究資金等が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった

場合

- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これに準ずる場合

なお、本プログラムへの応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、速やかに JSSC の本プログラム事務局に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムでの採択の決定の取消し等を行うことがあります。

(b)過度の集中に対する措置

本プログラムに対して提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、本項では、これらを「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これに準ずる場合

このため、本プログラムへの応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに JSSC の本プログラム事務局に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

(c)不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(d)他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

公募申請書類に、他府省を含む他の競争的資金等の受入状況(制度名、研究課題名、実施期間、予算額、エフォート等)を記載していただく場合があります。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

## Ⅷ. 取得物品の取扱い

### 1. 所有権

大学等<sup>※1</sup>が直接経費により取得した物品等(以下、「取得物品」という。)の所有権は、大学等に帰属します。

企業等<sup>※2</sup>の取得物品の所有権は、取得価格が50万円以上(消費税含む。)かつ耐用年数が1年以上のものについてはJSSCに帰属するものとしますが、当該取得物品は委託研究期間終了までの間、委託研究のために無償で使用することができます。当該取得物品については、受託者が善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。

※1 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称したものをいいます。

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

イ 独立行政法人等の公的研究機関

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、JSSCが認めるもの

※2 「企業等」とは、「大学等」及び「国の施設等機関等」以外の研究機関、民間団体、NPO法人等を総称したものをいいます。

### 2. 研究終了後の設備備品等の取扱い

委託研究期間終了後、所有権がJSSCに帰属する取得物品のうち有形固定資産については、企業等に対しては、引き続き当該研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として一定の貸借期間(有償)を経て耐用年数経過後に有償で譲渡することとします。<sup>※</sup>ただし、いずれも、JSSCが当該取得物品を使用し又は処分する場合はこの限りではありません。

消耗品扱いとなる取得物品については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください(転売して利益を得ることは認められません)。

※上記取扱いを原則としますが、変更する場合があります。研究終了時の賃貸借契約、売買契約、譲渡手続きの時点であらためて案内させていただきます。

## Ⅸ. 照 会 先

本公募要領の記載内容について疑問点等が生じた場合には、下記の連絡先に照会してください。  
また、情報の更新がある場合は JSSC 革新的自殺研究推進プログラムのウェブサイトの公募情報に掲載しますので、併せてご参照ください。

### 〈お問合せ先〉

自殺総合対策推進センター  
革新的自殺研究推進プログラム事務局  
〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1  
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

E-mail: [irpsc@ncnp.go.jp](mailto:irpsc@ncnp.go.jp)

TEL:042-341-2712 (内線 6326)

FAX:042-346-1884